

議案第 5 2 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように定める。

平成 1 9 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(市川市助役の定数条例の一部改正)

第 1 条 市川市助役の定数条例(昭和 3 6 年条例第 1 6 号)の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

市川市副市長定数条例

本則中「本市助役」を「本市副市長」に改める。

(市川市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市川市職員定数条例(昭和 2 4 年条例第 4 0 号)の一部を次のように
改正する。

第 1 条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(市川市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 3 条 市川市特別職報酬等審議会条例(昭和 3 9 年条例第 5 号)の一部を次
のように改正する。

第2条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第4条 市川市特別職の職員の退職手当支給条例(昭和36年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

第3条第1項第2号中「助役」を「副市長」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

(市川市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第5条 市川市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和57年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(市川市税条例の一部改正)

第6条 市川市税条例(昭和29年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市吏員」を「市の職員」に改める。

(市川市使用料条例の一部改正)

第7条 市川市使用料条例(平成11年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成10年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」

という。) 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 の改正規定に限る。) の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役については、第 2 条の規定による改正前の市川市職員定数条例第 1 条、第 3 条の規定による改正前の市川市特別職報酬等審議会条例第 2 条、第 4 条の規定による改正前の市川市特別職の職員の退職手当支給条例第 1 条及び第 3 条並びに第 5 条の規定による改正前の市川市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例第 1 条の規定は、なおその効力を有する。

理 由

地方自治法の改正により助役に代えて副市長を置くこととされたこと等に
に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。